
「熟議の滋賀づくり」企画・運営業務委託
仕 様 書

1 委託業務名

「熟議の滋賀づくり」企画・運營業務委託

2 委託業務の目的

基本構想は、みんなの力を合わせて滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンであり、その実現のためには、基本構想が県民共有の将来ビジョンとして浸透する必要がある。そこで、県民一人ひとりが、死生懇話会^{※1}のテーマにある「死」や「生」、基本構想^{※2}の基本理念にある「幸せ」といった根源的なテーマについて熟議したり、あるいは気軽に意見交換したりする機会をつくることで、基本構想を“自分ごと”として捉え行動するきっかけにする。

さらに、そこで出た県民の思いや意見を整理・分析し、次期基本構想実施計画^{※3}の策定や今後の施策・取組の基礎として反映・発信する。

※1 人生100年時代の到来とともに、多死社会を迎える中、誰もが避けられない「死」について、行政としても真正面から考えることで、「生」をより一層充実させる施策につなげる契機とするために、様々な角度から議論を深める「死生懇話会」に取り組んできた。

【参考 URL】 <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiunei/kousou/316588.html>



※2 2030年に向けた県民みんなの将来ビジョンである「滋賀県基本構想」（平成31年（2019年）3月策定）では、基本理念「変わる滋賀 続く幸せ」のもと、自分らしい未来を描ける生き方と、その土台となる経済、社会、環境のバランスの取れた持続可能な滋賀の実現を目指している。

【参考 URL】 <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiunei/kousou/10081.html>



※3 県では、基本構想に基づく取組を進めるうえで必要な主要政策を定めるために「基本構想実施計画」を策定している。基本構想の計画年度である2019年度から2030年度までの12年間を4年ごとの3期に分けて策定しており、今年度、次期（第3期）の「基本構想実施計画」を策定することとしている。計画期間は2027年度から2030年度。この実施計画を策定するにあたっては、様々な場面で県民の思いや意見を聴きながら方向性を探ることを考えている。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）

4 委託業務内容

（1）業務概要

「死」「生」あるいは「幸せ」といった根源的なテーマ、そして滋賀の未来に期待することや、滋賀で暮らす幸せ等について、県民等の率直な思いや意見を聴くとともに、基本構想を“自分ごと”として捉え行動するきっかけづくりの場として、タウンミーティングやサロンを開催する。

また、「死」「生」あるいは「幸せ」などの根源的なテーマと親和性のある著名なゲストを招きトークイベントを開催する。

そのうえで、イベントで出された県民等の率直な意見や思いを抽出し、あるいは新たに意見を収集し、基本構想実施計画の見直しや施策への反映できるよう整理・可視化する。

さらに、「死」「生」も語れる熟議の滋賀づくりに向けて、死生懇話会の取組を県内に浸透させるため、「死」「生」といった根源的なテーマについて考えたい企業・団体等と県とのマッチング支援を行う。

(2) 具体的な業務内容（詳細については、事前に、県と十分に協議するものとする。）

【①意見交流の場の企画・運営（タウンミーティングやサロン）】

以下により企画・運営を行う。

ア 開催回数

5回 [タウンミーティング3回、サロン2回]

（開催曜日については、タウンミーティング・サロンともに、休日・平日どちらも最低1回は開催すること。）

イ 開催時期

タウンミーティング：令和8年（2026年）6月～7月

サロン：令和8年（2026年）9月～11月

ウ 開催方法

タウンミーティング・サロンともに、1回はオンライン開催とすること。

対面開催の会場は県内とし、タウンミーティングの2回は地域を変えて開催すること。

サロンには、参加者の活発な意見交流を促すきっかけづくりのため、ゲストを招聘し、イベントの冒頭で話題提供をしてもらうこと。

タウンミーティングにおいてゲストの招聘は任意とする。

エ 対象者

居住地、年齢制限ともになし。

オ 参加者数

各回30名程度を定員とする。

カ 開催時間

1回あたり3時間程度とする。

キ 参加者募集

参加者募集の告知物の制作、広報を行うこと。なお、告知物についてはタウンミーティングとサロンを分けて、2種類制作すること（チラシ各1,500枚程度、および電子データ）。

広報にあたっては、年代や性別、地域等に偏りがなく、できるだけ幅広い方々の参加が見込めるよう工夫すること。参加受付は受託者において申込みフォームの作成および申込受付を行うこと。県では報道機関向けのプレスリリースや県ホームページなどでの周知を実施する。

また、SNS等の媒体を積極的に活用した広報を行い、参加者数の確保に努めること。集客が十分でない場合には追加で広報を実施するなど、集客状況を鑑み柔軟に対応すること。

ク 記録の作成

イベントでの出演者や参加者の発言録を作成し、県に提出すること。（※開催後おおむね1ヶ月以内）

ケ 経費の支出

イベントに招聘した者への謝金および旅費については、受託者が負担するものとする。また、会場使用料および参加者に配布する資料の印刷費等についても受託者が負担するものとする。

コ その他

企画・運営にあたっては、随時、県と協議を行うこと。

【②トークイベントの企画・運営】

以下により企画・運営を行う。

ア 開催回数

1回（土日祝で開催）

イ 開催時期

令和8年（2026年）9月～令和9年（2027年）2月

ウ 開催方法

会場において集客し、オンライン配信も併用して開催する。

エ 対象者

居住地、年齢制限ともになし。

オ 参加者数

100名程度を定員とする。（オンライン聴講者除く）

カ 開催時間

2時間程度とする。

キ プログラム

プログラム構成や進行を行うにあたっては以下の点に留意する。

- ☞ イベントは一般公開とし、オンラインでの配信も行う。会場での聴講およびオンラインでの聴講のいずれも可能なハイブリッド型で開催する。
- ☞ 聴講者からの質問・意見をリアルタイムで受け付け、その一部をイベント内のフリートークの中で取り上げる聴講者参加型手法を取り入れられるよう機材やスタッフ等の配置を行うこと。
- ☞ ゲストの人選については、県と十分に協議した上で出演交渉を行うこと。

ク 参加者募集

聴講者募集の告知物（チラシ2,500枚程度、および電子データ）の制作、広報を行うこと。

広報にあたっては、年代や性別、地域等に偏りがなく、できるだけ幅広い方々の参加が見込めるよう工夫すること。参加受付は受託者において申込みフォームの作成および申込受付を行うこと。県では報道機関向けのプレスや県ホームページなどでの周知を実施する。

また、SNS等の媒体を積極的に活用した広報を行い、参加者数の確保に努めること。集客が十分でない場合には追加で広報を実施するなど、集客状況を鑑み柔軟に対応すること。

ケ 記録の作成

イベントでの各出演者の発言録および当日の様子を撮影した動画を作成し、県に提出すること。（※開催後おおむね1ヶ月以内）

コ 経費の支出

イベントに招聘した者への謝金および旅費については、受託者が負担するものとする。また、会場使用料および参加者に配布する資料の印刷費等についても受託者が負担するものとする。

サ その他

企画・運営にあたっては、随時、県と協議を行うこと。

【③情報収集および分析】

イベントで出された県民等の率直な意見や思いを抽出し、あるいは新たに意見を収集し、基本構想実施計画の見直しや今後の県政推進にあたって参考となる基礎情報として整理・可視化する。また、県が実施するそれらの情報をもとにした分析に適切な補助を行う。

【④企業・団体等とのマッチングおよびコラボ支援】

「死」や「生」も語れる熟議の滋賀づくりに向けて、県内に死生懇話会の取組を浸透させるため、県内の企業・団体等と「死」や「生」のあり方について考える新たな機会を提供できるようにマッチングおよびコラボ支援を行うこと。

ア 内容

- ・死生懇話会の活動趣旨に賛同する企業・団体等とのマッチングを提案および支援すること。
- ・企業・団体等の選定やコラボ企画の内容等については、県と十分に協議した上で進めること。なお、対象の企業・団体等および企画内容については、特定の宗教や政治的主張の影響下にならないものでなければならない。
- ・なお、コラボ企画の運営は県およびコラボ企画を実施する企業・団体等にて行うが、受託者はエに記載のとおり広報に協力するとともに、オに記載のとおり企画イベントにより生じる経費を負担するものとする。

イ マッチング数

3団体程度

ウ 開催時期

令和8年（2026年）6月～令和9年（2027年）3月

エ コラボ企画への参加者募集

県や企業・団体等が行う広報に対し、SNS等の媒体を使って積極的に広報協力すること。ただし、企業の社内研修会など、幅広く広報することが好ましくない場合は、この限りではない。

オ 経費の支出

イベント開催にかかる会場使用料等は受託者が負担するものとするが、相手方にて負担される場合は、この限りではない。

オ その他

以下、コラボ企画の例

- ☞ 死生懇話会の取組についての講演
企業・団体等が行うイベントや研修会等において、県職員が登壇し、死生懇話会の取組について講演する。聴講者は講演を受けて「死」や「生」について考えを深める。
- ☞ 「デスカフェ」の開催
お茶を飲みながら、参加者同士が「死」や「生」についてカジュアルに語り合う。

（3）成果物

イベントの開催ごとに、結果報告書を作成し納品すること。併せて、委託業務完了後、速やかに実績報告書（任意形式）を作成し県に納品すること。なお、その際は電子データにより納品することとする。

※提出期限については別途、県と協議する。

(4) 業務遂行に関する留意事項

1. 受託者は、当該受託業務について管理者を置き、本県との協議および事務打ち合せに出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
2. 管理者には、本事業を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任するものとする。
3. ゲスト謝金（交通費含む）、資料印刷費、交通費、会場使用料等業務に必要な経費については、すべて受託者の負担とすること。
4. 受託者は、業務の遂行にあたっては、県と協議し適時連絡を取り、チェックを受けるものとする。
5. 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うものとする。
6. 受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとする。
7. 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
8. 仕様がない事項または仕様について生じた疑義は、県および受託者の双方で協議の上で決定するものとする。

6 留意事項

委託事業の経理処理にあたっては、会計帳簿や作業日報等を管理し、委託費の対象となる経費を他の経理と明確に区別して処理するものとし、委託事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

7 その他

1. 本業務を再委託する場合、事前に再委託する業務の範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
2. その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と受託者が協議の上定めるものとする。